第三百三十六条第一項中「及び住所」を「、住所」に、「及び次条第三項において同じ。）」を「、次条第三項及び第三百三十八条（貯蓄取扱機関等の営業所の長の確認等）において同じ。）及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び住所。次項、次条第三項及び第三百三十八条において同じ。）」に改め、同条第二項各号中「及び住所」を「、住所及び個人番号又は法人番号」に改め、同条第三項中「、氏名若しくは名称又は住所の変更をした」を「、次の各号に掲げる場合に該当することとなつた」に、「変更をした日」を「該当することとなつた日」に、「その変更をした後のその者の氏名又は名称及び住所」を「当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める事項」に、「再び氏名若しくは名称又は住所の変更をした」を「再び第一号に掲げる場合に該当することとなつた」に改め、同項に次の各号を加える。

一　その者の氏名若しくは名称、住所又は個人番号の変更をした場合　その者のその変更をした後の氏名又は名称、住所及び個人番号又は法人番号

二　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定により個人番号又は法人番号が初めて通知された場合　その者のその通知を受けた後の氏名又は名称、住所及び個人番号又は法人番号

第三百三十七条第二項第一号中「住民票の記載事項証明書、健康保険の被保険者証、国民年金手帳、運転免許証、在留カード」を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第七項（定義）に規定する個人番号カード」に改め、同項第二号中「国税又は地方税の領収証書、納税証明書」を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成二十六年政令第百五十五号）第三十八条（法人番号の通知）の規定による通知に係る書面」に改め、同条第三項中「及び住所」を「、住所及び個人番号又は法人番号」に改める。

第三百三十八条第一項中「及び住所が」を「、住所及び個人番号又は法人番号が」に、「及び住所（国内に住所を有しない者にあつては、法第二百二十四条第一項（利子、配当等の受領者の告知）に規定する財務省令で定める場所。以下この条において同じ。）」を「、住所及び個人番号又は法人番号と」に改め、同条第二項及び第三項中「及び住所」を「、住所及び個人番号又は法人番号」に改める。

第三百三十九条第一項中「及び住所」を「、住所及び個人番号又は法人番号」に改め、同条第四項中「氏名若しくは名称又は住所の変更をした」を「次の各号に掲げる場合に該当することとなつた」に、「変更をした日」を「該当することとなつた日」に、「その変更をした後のその者の氏名又は名称及び住所」を「当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める事項」に改め、同項に次の各号を加える。

一　その者の氏名若しくは名称、住所又は個人番号の変更をした場合　その者のその変更をした後の氏名又は名称、住所及び個人番号又は法人番号

二　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定により個人番号又は法人番号が初めて通知された場合　その者のその通知を受けた後の氏名又は名称、住所及び個人番号又は法人番号

第三百四十二条第一項中「及び住所」を「、住所」に、「及び次条第三項において同じ。）」を「、次条第三項及び第三百四十四条第一項において同じ。）及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び住所。次項、次条第三項及び第三百四十四条第一項において同じ。）」に改め、同条第二項各号中「及び住所」を「、住所及び個人番号又は法人番号」に改める。

第三百四十四条第一項中「及び住所」を「、住所」に、「及び次条第三項において同じ。）」を「、次条第三項及び第三百四十五条第一項において同じ。）及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び住所。次項、次条第三項及び第三百四十五条第一項において同じ。）」に改め、同条第二項各号中「及び住所」を「、住所及び個人番号又は法人番号」に改める。

第三百四十五条第三項中「及び住所」を「、住所」に、「場所）」を「場所。以下この項において同じ。）及び個人番号又は法人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び住所）」に改め、同条第六項中「、「第二百二十四条の三第一項（株式等の譲渡の対価の受領者の告知）とあるのは「第二百二十四条の三第四項（償還金等の受領者の告知）の規定により読み替えられた同条第一項」と」を削る。

第三百四十六条第三項中「及び住所」を「、住所」に、「場所）」を「場所。以下この項において同じ。）及び個人番号又は法人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び住所）」に改め、同条第六項中「、「第二百二十四条の三第一項（株式等の譲渡の対価の受領者の告知）とあるのは「第二百二十四条の三第三項（交付金銭等の受領者の告知）の規定により読み替えられた同条第一項」と」を削る。

第三百四十六条第三項中「及び住所」を「、住所」に、「場所）」を「場所。以下この項において同じ。）及び個人番号又は法人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び住所）」に改め、同条第六項中「、「第二百二十四条の三第一項（株式等の譲渡の対価の受領者の告知）とあるのは「第二百二十四条の三第四項（償還金等の受領者の告知）の規定により読み替えられた同条第一項」と」を削る。

第三百四十八条第一項中「及び住所」を「、住所」に、「及び次条第三項において同じ。）」を「、次条第三項及び第三百五十条第一項において同じ。）及び個人番号又は法人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び住所。次項、次条第三項及び第三百五十条第一項において同じ。）」に改め、同条第二項各号中「及び住所」を「、住所及び個人番号又は法人番号」に、「とき。」を「とき」に改め、同条第三項中「、氏名若しくは名称又は住所の変更をした」を「、次の各号に掲げる場合に該当することとなつた」に、「変更をした日」を「該当することとなつた日」に、「その変更をした後のその者の氏名又は名称及び住所」を「当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める事項」に、「再び氏名若しくは名称又は住所の変更をした」を「再び第一号に掲げる場合に該当することとなつた」に改め、同項に次の各号を加える。

一　その者の氏名若しくは名称、住所又は個人番号の変更をした場合　その者のその変更をした後の氏名又は名称、住所及び個人番号又は法人番号

二　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定により個人番号又は法人番号が初めて通知された場合　その者のその通知を受けた後の氏名又は名称、住所及び個人番号又は法人番号

第三百四十九条第三項中「及び住所」を「、住所及び個人番号又は法人番号」に改める。

第三百五十条第一項中「及び住所が」を「、住所及び個人番号又は法人番号が」に、「及び住所（国内に住所を有しない者にあつては、法第二百二十四条の四（信託受益権の譲渡の対価の受領者の告知）に規定する財務省令で定める場所。以下この条において同じ。）」を「、住所及び個人番号又は法人番号と」に改める。